

公表されている違反対象物

宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する施設において、重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置）がある場合、その建物の所在地、違反内容等をお知らせしています。

京都市内において、現在、公表されている違反対象物は次のとおりです。

（注）本公示情報は、内容に変更があった場合に更新します。

平成30年1月11日更新

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	京都市下京区高倉通四条下る高材木町216番地
	防火対象物の名称	京都島津総本店
	違反事項	屋内消火栓設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成29年11月27日